

附属書Ⅲ サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表

日本国

表 A

注釈

1 この表 A は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関して日本国が付する留保事項について、第八・八条（適合しない措置に係る表） 1 及び第十・八条（留保及び適合しない措置） 1 の規定に従って記載するものである。

- (a) 第八・四条（内国民待遇）又は第十・三条（内国民待遇）
- (b) 第八・五条（市場アクセス）
- (c) 第八・六条（最恵国待遇）又は第十・四条（最恵国待遇）
- (d) 第八・十一条（現地における拠点）
- (e) 第十・六条（特定措置の履行要求の禁止）

(f) 第十・七条（経営幹部及び取締役会）（注1、注2）

注1 この表Aの規定の適用上、「義務の種類」に記載する「経営幹部及び取締役会」（第十・七条）には、第十・二条（適用範囲）3の規定に従って課されるサービスの提供に影響を及ぼす措置に関する義務を含む。

注2 透明性の観点から、この表Aの留保事項には、第十・十五条（安全保障のための例外）、第十七・十二条（一般的例外）又は第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定に基づいて日本国がとる措置を含むことがある。

2 留保事項には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保事項が対象とする個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保事項が対象とする活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
- (d) 政府の段階。「政府の段階」には、留保事項が対象とする措置を維持する政府の段階を示す。
- (e) 義務の種類。「義務の種類」には、1に規定する義務であつて留保事項が対象とするものを特定する。

(f) 概要。「概要」には、留保事項が対象とする現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

(g) 措置。「措置」には、留保事項が対象とする現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定が効力を生ずる日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置をいい、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

3 留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付される章の関連規定に照らして解釈する。「措置」の事項は、他の全ての事項に優先する。

4 金融サービスに関し、

(a) 日本国は、附属書八A（金融サービス）第四条（信用秩序の維持のための措置）の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様のことを理由として、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課

することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法令に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法令に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

(b) サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなく他の締約国の領域において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第八・一条（定義）(r)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5 航空運送サービスに関し、運輸権に影響を及ぼす措置及び運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置は、第八・二条（適用範囲）の規定により第八章（サービスの貿易）の規定の適用範囲から除外されるので、この表Aには含まれない。

6 第八・五条（市場アクセス）の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトルの利用可能性に関する日本国の法令は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けのWTO文書S/L/第九十二号）の別添六を考慮して、この表Aには含まれない。

7 第八章（サービスの貿易）の規定の適用上、日本国は、他の締約国の永住者（サービス貿易一般協定第

二十八条(k)(ii)2の規定に基づいて通報した締約国の永住者を除く。)に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

8 この表Aの規定の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。

一	
分野	農林水産業及び関連するサービス（この表の表Bの留保事項十二及び留保事項十八が対象とするものを除く。）
小分野	
産業分類	
J S I C	〇一 農業
J S I C	〇二 林業
J S I C	〇三 漁業（水産養殖業を除く。）
J S I C	〇四 水産養殖業
J S I C	六三二四 農業協同組合
J S I C	六三二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合
J S I C	八七一 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）
政府の段階	中央政府

二	
分野 小分野	義務の種類 概要
自動車整備業 自動車特定整備業	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） サービスの貿易及び投資 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（この表の表Bの留保事項十二及び留保事項十八が対象とするものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。（注） 注 この概要において、この表Aの留保事項十、留保事項十二、留保事項十三、留保事項十五、留保事項三十七、留保事項四十六、留保事項四十七、留保事項五十五及び留保事項五十七に規定する「国の安全」に言及していないことは、第十・十五条（安全保障のための例外）及び第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するためにこれらの条の規定を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 3 投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

三	
産業分類 政府の段階 義務の種類 概要	産業分類 自動車整備業 J S I C 八九 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易
措置	自動車特定整備業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置しなければならない。その事業場の所在地を管轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六章
分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要	事業サービス J S I C 九一一一 職業紹介業 J S I C 九一二一 労働者派遣業 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 1 日本国内の企業に対して次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置しなければならない。かつ、該当する場合には、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。

四	
分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類	措置
回収代行のサービス J S I C 六六一九 その他の補助的金融業、金融附帯業 J S I C 七二九九 他に分類されない専門サービス業 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条）	(a) 民間の職業紹介サービス（建設業務有料職業紹介サービス及び船員職業紹介サービスを含む。） (b) 労働者派遣サービス（港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業機会確保サービスを含む。） 2 職業安定法又は船員職業安定法に基づいて権限のある当局の許可を受けた労働組合のみが、労働者供給サービスを提供することができる。 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三章及び第三章の三 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第十八号）第二章 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四章 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第三章 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第五章及び第六章

	五
概要	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要
サービスの貿易 1 法律事件に係る法律業務を構成する回収代行のサービスを提供しようとする者は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しているか、日本国の法令に基づく弁護士法人であるか、又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人でなければならない、かつ、日本国内に事務所を設置していなければならない。 2 いかなる者も、事業として他の者の債権を譲り受けて回収してはならない。ただし、債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であつて、同法に基づいて債権を取り扱うものを除く。 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第三条及び第四条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条及び第七十三条	建設業 J S I C 〇六 総合工事業 J S I C 〇七 職別工事業（設備工事業を除く。） J S I C 〇八 設備工事業 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易

七	六	
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要 措置	措置
教育及び学習支援業 高等教育サービス	流通サービス アルコール飲料に関連する卸売サービス、小売サービス及び問屋サービス J S I C 五二二二 酒類卸売業 J S I C 五八五一 酒小売業 中央政府 市場アクセス（第八・五条） サービスの貿易 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要がある場合には、これらの小分野のサービス提供者に付与する免許の数については、制限することができる（酒税法第十条第十一号）。 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九条から第十一条まで	1 建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならない。国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならない。その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二章 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第五章

八	
産業分類 政府の段階 義務の種類	概要
J S I C 八一六 高等教育機関 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易	1 日本国において学校教育として提供される高等教育サービスは、学校教育機関が提供しなければならぬ。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 2 「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、義務教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園をいう。 3 「学校法人」とは、日本国の法令に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であつて、営利目的でないものをいう。 教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条
分野 小分野 産業分類 政府の段階	措置
金融サービス 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。） J S I C 六二二 銀行（中央銀行を除く。） J S I C 六三一 中小企業等金融業 中央政府	

	九
義務の種類 概要	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要
内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） サービスの貿易及び投資 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行の支店が受け入れる預金については、対象としない。 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条	金融サービス 保険及び保険関連のサービス J S I C 六七二 損害保険業 J S I C 六七四二 損害保険代理業 中央政府 市場アクセス（第八・五条） サービスの貿易 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a) 日本国内で運送される物品 (b) 国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶 保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条、第百八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十九条及び第三十九条の二

	十	十一
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要	分野 小分野 産業分類
保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第百十六条及び第二百十二条の六	熱供給業 J S I C 三五一一 熱供給業 中央政府 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） サービスの貿易及び投資 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の熱供給業への投資を行うおとする外国投資家について適用する。 2 審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条	情報通信業 電気通信業 J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等

十二	
分野 小分野 産業分類	措置 概要 義務の種類 政府の段階
情報通信業 電気通信業及びインターネット付随サービス業 J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）	J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七三一 電気通信に附帯するサービス業 中央政府 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条） サービスの貿易及び投資 1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社等の取締役又は監査役に就任してはならない。 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条

(注)	政府の段階	義務の種類	概要	措置
J S I C 三七一二 長距離電気通信業				
J S I C 三七一三 有線放送電話業				
J S I C 三七一九 その他の固定電気通信業				
J S I C 三七二一 移動電気通信業				
J S I C 四〇一一* ポータルサイト・サーバ運営業				
J S I C 四〇一二* アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ				
J S I C 四〇一三 インターネット利用サポート業				
注 J S I C の番号に付された星印(*) は、これらの番号に定める活動のうち、この留保事項が対象とする活動が電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録義務の対象となるものに限られることを示す。				
中央政府				
内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）				
サービスの貿易及び投資				
1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行うおとする外国投資家について適用する。				
2 審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。				
3 投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。				
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第二十八条				

十三	分野	製造業及び情報通信業	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第四条
	小分野	電子部品・デバイス・電子回路製造業及び情報サービス業	
	産業分類	J S I C 二八一四 集積回路製造業	
		J S I C 二八三一 半導体メモリメディア製造業	
		J S I C 二八三二 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業	
		J S I C 二八四二 電子回路実装基板製造業	
		J S I C 三〇一一 有線通信機械器具製造業	
		J S I C 三〇一二 携帯電話機・P H S 電話機製造業	
		J S I C 三〇一三 無線通信機械器具製造業	
		J S I C 三〇三一 電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く。）	
		J S I C 三〇三二 パーソナルコンピュータ製造業	
		J S I C 三〇三三 外部記憶装置製造業	
		J S I C 三九一一 受託開発ソフトウェア業	
		J S I C 三九一二 組込みソフトウェア業	
		J S I C 三九一三 パッケージソフトウェア業	
		J S I C 三九二一 情報処理サービス業	
	政府の段階	中央政府	
	義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）	

	十四
概要	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要
サービスの貿易及び投資 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の電子部品・デバイス・電子回路製造業及び情報サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第二十八条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第四条	製造業 船舶製造・修理業、船用機関製造業 J S I C 三一三一 船舶製造・修理業 中央政府 市場アクセス（第八・五条） サービスの貿易 総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の船舶の製造又は修理に利用することができ るドックの設置又は拡張を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。許 可の発給は、経済上の需要を考慮するとの要件に従う。

	十五	
	分野 小分野 産業分類 (注)	措置 造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第二条から第三条の二まで 製造業 医薬品・医療機器製造業 J S I C 一六五＊ 医薬品製造業 J S I C 一六五三 生物学的製剤製造業 J S I C の大分類 E（製造業）の医薬品中間物製造業であつて、J S I C 一六五及び J S I C 一六五三に関連するもの J S I C 二七四＊ 医療用機械器具・医療用品製造業 J S I C 二九六＊ 電子応用装置製造業 J S I C 二九七三＊ 医療用計測器製造業 注 J S I C の番号に付された星印（＊）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保事項が対象とする活動が病原生物に対する医薬品及び当該医薬品に係る医薬品中間物並びに高度管理医療機器の製造業に関連するものに限られることを示す。 中央政府 内国民待遇（第八・四及び第十・三条） サービスの貿易及び投資 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の生物学的製剤製造業、病原生物に対する医薬品及び当該医薬品に係る医薬品中間物の製造業並びに高度管理医療機器、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品の製造業への投資を行

	十六
措置	分野 小分野 産業分類 (注)
おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 注 この留保事項の適用上、 (a) 「生物学的製剤製造業」とは、ワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。 (b) 「病原生物に対する医薬品」とは、日本国の法令に基づき、病原生物に対する医薬品に分類される医薬品であつて、販売の承認を受けているものをいう。 (c) 「高度管理医療機器」とは、日本国の法令に基づき、高度管理医療機器として販売の承認又は認証を受けている医療機器をいう。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条	製造業 皮革製造業及び皮革製品製造業 J S I C 一一八九*1 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 J S I C 一六九四*2 ゼラチン・接着剤製造業 J S I C 一九二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業

概要	政府の段階 義務の種類		
		中央政府	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） サービスの貿易及び投資
		J S I C 二〇一一 なめし革製造業	
		J S I C 二〇二一 工業用革製品製造業（手袋を除く。）	
		J S I C 二〇三一 革製履物用材料・同附属品製造業	
		J S I C 二〇四一 革製履物製造業	
		J S I C 二〇五一 革製手袋製造業	
		J S I C 二〇六一 かばん製造業	
		J S I C 二〇七 袋物製造業	
		J S I C 二〇八一 毛皮製造業	
		J S I C 二〇九九 その他のなめし革製品製造業	
		J S I C 三二五三*1 運動用具製造業	
		注 J S I C の番号に付された星印 1（*1）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保事項が対象とする活動が皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られることを示す。J S I C の番号に付された星印 2（*2）は、この番号に定める活動のうち、この留保事項が対象とする活動が動物系接着剤（にかわ）・ゼラチン製造業に関連するものに限られることを示す。	
		1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	

十七	
分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類	措置
船舶の国籍に関する事項 中央政府 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条）	2 審査については、投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。（注） 注 この概要において、この表Aの留保事項十、留保事項十二、留保事項十三、留保事項十五、留保事項三十七、留保事項四十六、留保事項四十七、留保事項五十五及び留保事項五十七に規定する「国の安全」に言及していないことは、第十・十五条（安全保障のための例外）及び第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するためにこれらの条の規定を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 3 投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

	十八
概要	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要（注）
サービスの貿易及び投資 1 日本国を旗国とする船舶を運航する登録会社の設立を通じて国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）を提供する場合については、国籍要件を適用する。 2 「国籍要件」とは、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつてその代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものにより、船舶が所有されなければならないことをいう。 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条	計量サービス J S I C 七四四一 商品検査業 J S I C 七四五 計量証明業 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 1 特定計量器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立しなければならず、当該定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）の指定を受けなければならない。 2 特定計量器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立しなければな

らず、経済産業大臣の指定を受けなければならない。

3 計量証明事業（特定計量証明事業を含む。）を行おうとする者は、日本国内に事業所を設置しなければならない。その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

4 計量証明に使用する特定計量器の検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立しなければならない。当該検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事の指定を受けなければならない。

5 特定計量証明事業者に対する認定を行おうとする者は、日本国内に法人を設立しなければならない。経済産業大臣の指定を受けなければならない。

6 計量器の校正等のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立しなければならない。経済産業大臣の指定を受けなければならない。

注 この留保事項の適用上、

(a) 「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいう。

(b) 「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

(c) 3に規定する要件が適用される「計量証明事業」とは、次のものをいい、その登録については、経済産業省令で定める事業の区分に従って行う。ただし、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて計量証明事業を適正に行う能力を有するものとして政令で定めるものが計量証明事業

	十九
措置	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類
を行う場合及び政令で定める法律の規定に基づき計量証明事業を行うことについて登録、指定その他の処分を受けた者が計量証明事業を行う場合は、この限りでない。 (i) 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明（船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。）の事業 (ii) 濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量であつて政令で定めるものの計量証明の事業（(i)に掲げるものを除く。） (d) 「特定計量証明事業」とは、(c)(ii)に規定する物象の状態の量であつて極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。 計量法（平成四年法律第五十一号）第三章、第五章、第六章及び第八章 計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号） 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）	医療及び福祉 J S I C 八五九九 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条）

	二十
概要	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類
サービスの貿易 日本国の法令に基づいて厚生労働大臣の認可を得た事業主の団体又はその連合団体のみが、事業主の委託を受けて労働保険業務を行うことができる。日本国の法令により当該労働保険業務を行おうとする団体は、日本国内に事務所を設置しなければならない。厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）	鉱業及び鉱業に付随するサービス J S I C 〇五 鉱業、採石業、砂利採取業 中央政府 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易及び投資 日本国の国民又は日本国の法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。（注） 注 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法令により設立された法人が鉱業法第二章及び第三章の規定に従って供給しなければならない。 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章

二 十 一	分 野	石 油 業
	小 分 野	
	産 業 分 類	
	(注)	
	J S I C	〇五三 原油・天然ガス鉱業
	J S I C	一七一 石油精製業
	J S I C	一七二 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）
	J S I C	一七四 舗装材料製造業
	J S I C	一七九 その他の石油製品・石炭製品製造業
	J S I C	四七一 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
	J S I C	四七二 冷蔵倉庫業
	J S I C	五三三 石油卸売業
	J S I C	六〇五 ガソリンスタンド
	J S I C	六〇五 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
	J S I C	九二九 他に分類されないその他の事業サービス業
	注	J S I Cの番号に付された星印1（*1）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保事項が対象とする活動が石油業に関連するものに限られることを示す。J S I Cの番号に付された星印2（*2）は、この番号に定める活動のうち、この留保事項が対象とする活動が液化石油ガス産業に関連するものに限られることを示す。
	中央政府	
	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）	
	義務の種類	
	政府の段階	

二 十 二	
分野	概要
自由職業サービス	サービスの貿易及び投資 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の石油業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 2 審査については、投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。（注） 注 この概要において、この表Aの留保事項十、留保事項十二、留保事項十三、留保事項十五、留保事項三十七、留保事項四十六、留保事項四十七、留保事項五十五及び留保事項五十七に規定する「国の安全」に言及していないことは、第十・十五条（安全保障のための例外）及び第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するためにこれらの条の規定を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 3 投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

二二三	小分野	小分野	措置
	産業分類 政府の段階 義務の種類 概要	産業分類 政府の段階 義務の種類 概要	概要
	J S I C 七二一一 法律事務所 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易	自由職業サービス J S I C 七二一一 法律事務所 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易	1 法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しなければならない。 2 法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三章から第五章まで及び第九章
	1 外国法に関する法的な助言サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により外国		

	二十四
措置	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要
法事務弁護士としての資格を有しなければならない、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 2 日本国の法令に基づく外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上日本国内に滞在しなければならない。 3 外国法に関する法的な助言サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく外国法事務弁護士法人を設立しなければならない。 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二章、第四章及び第五章	自由職業サービス J S I C 七二一二 特許事務所 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 1 弁理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁理士としての資格を有しなければならない。 2 弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しなければならない。

	二十五	二十六
措置	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類
弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第三章、第六章及び第八章	自由職業サービス J S I C 七二二一 公証人役場、司法書士事務所 中央政府 内国民待遇（第八・四条） 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 1 日本国の国民のみが、日本国において公証人に任命されることができる。 2 公証人は、法務大臣が指定する地に事務所を設置しなければならない。 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二章及び第三章	自由職業サービス J S I C 七二二一 公証人役場、司法書士事務所 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条）

	二十七
概要	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類
サービスの貿易 1 司法書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により司法書士としての資格を有しなければならず、その所属する司法書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 2 司法書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく司法書士法人を設立しなければならない。 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章	自由職業サービス J S I C 七二四一 公認会計士事務所 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 1 公認会計士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により公認会計士としての資格を有しなければならぬ。 2 公認会計士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく監査法人を設立しなければならない。 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三章、第五章の二及び第七章

二十八	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類	自由職業サービス J S I C 七二四二 税理士事務所 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 1 税理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により税理士としての資格を有しなければならず、その所属する税理士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 2 税理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく税理士法人を設立しなければならない。
二十九	分野 小分野 産業分類	自由職業サービス J S I C 七二三一 行政書士事務所 J S I C 七二九四 不動産鑑定業 J S I C 七二九九 他に分類されない専門サービス業 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三章、第四章及び第五章の二から第七章まで 税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）

	三十
政府の段階 義務の種類 概要	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要
J S I C 七四二一 建築設計業 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 日本国の法令に基づく資格を有する建築士又はこれを使用する者が、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する日本国の法令に基づく手続の代理を行うことを業としようとする場合には、日本国内に事務所を設置しなければならない。 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第一章、第二章及び第六章	自由職業サービス J S I C 七二五一 社会保険労務士事務所 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 1 社会保険労務士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により社会保険労務士としての資格を有しなければならない、日本国内に事務所を設置しなければならない。

三十二	三十一	
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要	措置
自由職業サービス	自由職業サービス J S I C 七二三一 行政書士事務所 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 1 行政書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により行政書士としての資格を有しなければならず、その所属する行政書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 2 行政書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく行政書士法人を設立しなければならない。 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第三章から第五章まで及び第八章	2 社会保険労務士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく社会保険労務士法人を設立しなければならない。 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二章の二及び第四章の二から第五章まで

	三十三
産業分類 政府の段階 義務の種類 概要	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要
J S I C 七二九九 他に分類されない専門サービス業 中央政府 市場アクセス（第八・五条） サービスの貿易 海事代理士サービスは、日本国の法令により海事代理士としての資格を有する自然人が提供しなければならない。 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第十七条	自由職業サービス J S I C 七二二二 土地家屋調査士事務所 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 1 土地家屋調査士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により土地家屋調査士としての資格を有しなければならない、その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 2 土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人を設立しなければならない。

	三十四
措置	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要
土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章	不動産業 J S I C 六八一 一 建物売買業 J S I C 六八一 二 土地売買業 J S I C 六八二 一 不動産代理業・仲介業 J S I C 六九四 一 不動産管理業 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 1 宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならない。国土交通大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。 2 不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならない。かつ、主務大臣若しくはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可若しくは登録を受け、又は主務大臣に届出を行わなければならない。 3 マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならない。国土交通省に備える登録簿に登録を受けなければならない。

	三十五	三十六
措置	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類	分野 小分野 産業分類
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二章 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二章及び第五章から第七章まで マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第三章	不動産鑑定業 J S I C 七二九四 不動産鑑定業 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならず、国土交通省又はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）第三章	船員 J S I C 〇三一 海面漁業 J S I C 四五一 外航海運業 J S I C 四五二 沿海海運業

	三十七
政府の段階 義務の種類 概要 措置	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要
中央政府 内国民待遇（第八・四条） 市場アクセス（第八・五条） サービスの貿易 日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国を旗国とする船舶において働くことはできない。 船員法（昭和二十二年法律第百号）第四章 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第百十五号） 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第三百二十七号） 国土交通省海事局長通達（平成十六年第五百十三号）	警備業 J S I C 九二三 警備業 中央政府 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） サービスの貿易及び投資 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護

三十八		
措置	措置	に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
分野 小分野 産業分類	職業上の安全及び衛生に関連するサービス J S I C 七二九九 他に分類されない専門サービス業 J S I C 七四四一 商品検査業 J S I C 七四五二 環境計量証明業 J S I C 八二二二 職業訓練施設	
政府の段階 義務の種類	中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条）	
概要	サービスの貿易 作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等のサービス又は作業環境測定サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し、又は事務所を設置しなければならず、かつ、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五章及び第八章	
措置		

	三十九	
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要 措置	
運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六一一 航空運送業	測量業 J S I C 七四二二 測量業 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならない。 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第六章	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号） 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二章及び第三章 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）
四十		

政府の段階 義務の種類	概要
中央政府	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条） サービスの貿易及び投資
1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空運送事業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 2 審査については、投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。（注）	注 この概要において、この表Aの留保事項十、留保事項十二、留保事項十三、留保事項十五、留保事項三十七、留保事項四十六、留保事項四十七、留保事項五十五及び留保事項五十七に規定する「国の安全」に言及していないことは、第十・十五条（安全保障のための例外）及び第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するためにこれらの条の規定を援用する権利を放棄することを意味するものではない。
3 投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。	4 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人

措置

-
- (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
- (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
- (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人
- 航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。
- 5 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等は、4(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該持株会社等の株式を所有するものからその氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより4(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。
- 6 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 7 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 8 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。
- 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
- 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
-

	四十一	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要	運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。） 中央政府 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条） サービスの貿易及び投資 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空機使用業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 2 審査については、投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。（注） 注 この概要において、この表Aの留保事項十、留保事項十二、留保事項十三、留保事項十五、留保事項三十七、留保事項四十六、留保事項四十七、留保事項五十五及び留保事項五十七に規定する「国の安全」に言及していないことは、第十・十五条（安全保障のための例外）及び第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するためにこれらの条を援用する権利を放棄する

四十二	
分野	措置
運輸業	3 投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 5 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章

	四十三
小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類	分野 小分野 産業分類
航空機登録原簿への航空機の登録 中央政府 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条） サービスの貿易及び投資 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章	運輸業 通関業 J S I C 四八九九 他に分類されない運輸に附帯するサービス業

	四十四
政府の段階 義務の種類 概要	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要
中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならない。財務大臣の許可を受 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第二章	運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二二 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 中央政府 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条） 現地における拠点（第八・十一条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条） サービスの貿易及び投資 1 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大

	四十五
措置	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類
臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならない。国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）	運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二二 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 中央政府 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条）

四十六	
分野 小分野 産業分類	概要 措置
運輸業 鉄道業 J S I C 四二一 鉄道業 J S I C 四五一 鉄道施設提供業	経営幹部及び取締役会（第十・七条） サービスの貿易及び投資 1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 1に掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）

	四十七
政府の段階 義務の種類 概要	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類
中央政府 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） サービスの貿易及び投資 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の鉄道業への投資を行うおとする外国投資家について適用する。 2 審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条	運輸業 道路旅客運送業 J S I C 四三一一 一般乗合旅客自動車運送業 中央政府 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）

	四十八
概要	分野 小分野 産業分類
サービスの貿易及び投資 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行うおとする外国投資家について適用する。 2 審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条	運輸業 道路運送業 J S I C 四三一 一般乗合旅客自動車運送業 J S I C 四三二 一般乗用旅客自動車運送業 J S I C 四三三 一般貸切旅客自動車運送業 J S I C 四三九一 特定旅客自動車運送業 J S I C 四四一 一般貨物自動車運送業

概要	義務の種類	政府の段階
1 道路旅客運送事業又は道路貨物運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならず、かつ、国土交通大臣の許可を受け、又は同大臣に届出を行わなければならない。	J S I C 四四二 特定貨物自動車運送業 J S I C 四四三 貨物軽自動車運送業	中央政府
2 一般乗用旅客自動車運送業に関しては、国土交通大臣は、自らが「特定地域」として指定した地域及び「準特定地域」として指定した地域において当該運送業を営もうとする者に許可を与えてはならず、また、当該運送業の事業計画の変更を認可してはならない。ただし、「準特定地域」については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送業の供給輸送力が輸送需要量を超えない場合等特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）に基づく基準を満たす場合には、当該許可が与えられ、又は当該事業計画の変更が認可される。それらの指定は、当該地域における一般乗用旅客自動車運送業の供給輸送力が輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となる程度にまで輸送需要量に対して過剰となっている場合又は過剰となるおそれがある場合に行われる。	市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条）	サービスの貿易
3 一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業に関しては、国土交通大臣は、自らが「緊		

	四十九
措置	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要
急調整地域」として指定した地域においてこれらの運送業を営もうとする者に許可を与えてはならず、また、これらの運送業の事業計画の変更を認可してはならない。その指定は、当該地域における一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業の供給輸送力がこれらの事業の実施が困難となる程度にまで輸送需要量に対して著しく過剰となっていると認める場合に行われる。 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二章 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第二章及び第七章 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二章	運輸業 運輸に付随するサービス業 J S I C 四八五二 道路運送固定施設業 中央政府 市場アクセス（第八・五条） サービスの貿易 自動車道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。免許の発給は、該当する一般自動車道の規模が、該当する地区における交通需要の量及び性質に適合するものであるかどうかといった経済上の需要の考慮に従う。 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四章

五十	五十一
分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類
運輸業 運輸に付随するサービス業 中央政府 内国民待遇（第八・四条） 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 1 日本国の国民のみが、日本国において水先人になることができる。 2 同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。 水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）第二章から第四章まで	運輸業 水運業 J S I C 四五一 外航海運業 中央政府 内国民待遇（第八・四条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条）

	五十二
概要 措置	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要
サービスの貿易 他の締約国により日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、当該他の締約国の外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国における貨物の積み込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）	運輸業 水運業 J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業 中央政府 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） サービスの貿易及び投資 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の水運業への投資を行うとする外国投資家について適用する。 2 審査については、投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。（注） 注 この概要において、この表Aの留保事項十、留保事項十二、留保事項十三、留保事項十

五十三	
分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類	措置
運輸業 水運業 中央政府 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条）	五、留保事項三十七、留保事項四十六、留保事項四十七、留保事項五十五及び留保事項五十七に規定する「国の安全」に言及していないことは、第十・十五条（安全保障のための例外）及び第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するためにこれらの条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 3 投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続の適用から除外される。 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三條

五十五	五十四	
分野	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要	概要 措置
上水道業	技能検定 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 営利を目的としない一部の特定の団体（事業主の団体、その連合団体、一般社団法人、一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人）は、技能検定サービスを提供することができる。労働者の技能検定試験に関する業務を行おうとする当該団体は、日本国内に事務所を設置しなければならない。厚生労働大臣の指定を受けなければならない。 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五章	サービスの貿易及び投資 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港を行ってはならず、日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条

	五十六
小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要	分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要
J S I C 三六一一 上水道業 中央政府 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） サービスの貿易及び投資 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の上水道業への投資を行うおとする外国投資家について適用する。 2 審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条	卸売業及び小売業 家畜 J S I C 五二一九 その他の農畜産物・水産物卸売業 中央政府 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易

	五十七
措置	分野 小分野 産業分類 (注)
家畜の取引の事業を営もうとする者は、日本国内に住所を有しなければならず、その住所地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくは交換又はそのあつせんをいう。 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条	航空宇宙産業 航空機製造修理業 J S I C 一六＊ 化学工業 J S I C 一八＊ プラスチック製品製造業（別掲を除く。） J S I C 一九＊ ゴム製品製造業 J S I C 二一＊ 窯業・土石製品製造業 J S I C 二三＊ 非鉄金属製造業 J S I C 二四＊ 金属製品製造業 J S I C 二五＊ はん用機械器具製造業 J S I C 二七＊ 業務用機械器具製造業 J S I C 二八＊ 電子部品・デバイス・電子回路製造業 J S I C 二九＊ 電気機械器具製造業 J S I C 三〇＊ 情報通信機械器具製造業 J S I C 三一＊ 輸送用機械器具製造業 J S I C 三九＊ 情報サービス業

概要	政府の段階 義務の種類	
		J S I C 九〇＊ 機械等修理業（別掲を除く。） 注 J S I Cの番号に付された星印（＊）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保事項が対象とする活動が航空宇宙産業に関連するものに限られることを示す。 中央政府 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・六条） サービスの貿易及び投資 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空機産業への投資を行うおうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 居住者と非居住者との間の航空機産業に関する技術導入契約は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続に従う。 5 審査については、技術導入契約の締結が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。

措置	6 居住者は、審査の結果に基づき、技術導入契約の条項の変更又は当該契約の締結の中止を要求されることがある。 7 この分野における製造業者及びサービス提供者に付与する許可の数については、制限することができ。 8 航空機を製造し、又は修理サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づいて航空機の製造又は修理に関する工場を設立しなければならない。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで

注釈

表 B

1 この表Bは、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保事項について、第八・八条（適合しない措置に係る表） 2 及び第十・八条（留保及び適合しない措置） 2 の規定に従って記載するものである。

- (a) 第八・四条（内国民待遇）又は第十・三条（内国民待遇）
- (b) 第八・五条（市場アクセス）
- (c) 第八・六条（最恵国待遇）又は第十・四条（最恵国待遇）
- (d) 第八・十一条（現地における拠点）
- (e) 第十・六条（特定措置の履行要求の禁止）
- (f) 第十・七条（経営幹部及び取締役会）（注1、注2）

注1 この表Bの規定の適用上、「義務の種類」に記載する「経営幹部及び取締役会」（第十・七条）には、第十・二条（適

用範囲) 3の規定に従って課されるサービスの提供に影響を及ぼす措置に関する義務を含む。

注2 透明性の観点から、この表Bの留保事項には、第十・十五条(安全保障のための例外)、第十七・十二条(一般的例外)

外)又は第十七・十三条(安全保障のための例外)の規定に基づいて日本国がとる措置を含むことがある。

2 留保事項には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保事項が対象とする個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保事項が対象とする活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
- (d) 義務の種類。「義務の種類」には、1に規定する義務であつて留保事項が対象とするものを特定する。
- (e) 概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
- (f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用のある現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3 留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」の事項は、他の全ての事項に優先する。

4 金融サービスに関し、

(a) 日本国は、附属書八 A（金融サービス）第四条（信用秩序の維持のための措置）の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様のことを理由として、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法令に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法令に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

(b) サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなく他の締約国の領域において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第八・一条（定義）(r)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5 航空運送サービスに関し、運輸権に影響を及ぼす措置及び運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置は、第八・二条（適用範囲）の規定により第八章（サービスの貿易）の規定の適用範囲から除外されるので、この表Bには含まれない。

6 第八・五条（市場アクセス）の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトルの利用可能性に関する日本国の法令は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けのWTO文書S/L/第九十二号）の別添六を考慮して、この表Bには含まれない。

7 第八章（サービスの貿易）の規定の適用上、日本国は、他の締約国の永住者（サービス貿易一般協定第二十八条(k)(ii)2の規定に基づいて通報した締約国の永住者を除く。）に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

8 この表Bの規定の適用上、

(a) 「J S I C」とは、総務省が作成し、二十十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。

(b) 「C P C」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

一	
分野 小分野 産業分類 義務の種類 概要	全ての分野
	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条） サービスの貿易及び投資 1 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) 他の締約国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) 他の締約国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。 2 1の規定にかかわらず、日本国の中央政府は、1に規定する持分又は資産の日本国の中央政府から投資家への最初の移転の後に、新たな法令により、1に規定する禁止、制限又は措置を採用しないものとする。（注） 注 日本国の中央政府は、最初の移転の際に採用し、又は維持した当該禁止、制限又は措置

	二
現行の措置	分野 小分野 産業分類 義務の種類
を維持することができる。	全ての分野 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条） 現地における拠点（第八・十一条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・六条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条） サービスの貿易及び投資 日本国は、自国における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資又はこれらに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。（注） 注 この留保事項の適用上、「郵便サービス」とは、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第四条第二項に規定する他人の信書の送達及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に規定する信書便の役務（同法に規定する特定信書便役務を除く。）をいう。「郵便サービス」の定義に含まれないサービスとしては、小包、包装

三	
分野 小分野 産業分類 義務の種類	現行の措置
全ての分野 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条） 現地における拠点（第八・十一条）	物、物品、ダイレクト・メール及び定期刊行物の送達が挙げられる。 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）附則第五条 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第二条 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号） 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第一条の二 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第三条 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第四百四号）第四条 日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十六条及び第四十九条 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第四条及び第十条 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三条

四	
分野 小分野 産業分類 義務の種類 概要	概要 現行の措置
全ての分野 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条） サービスの貿易及び投資 1 日本国は、この協定が効力を生ずる日において効力を有し、又はこの協定が効力を生ずる日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の協定並びにこれらの改正及びこれらを承継する	特定措置の履行要求の禁止（第十・六条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条） サービスの貿易及び投資 1 日本国は、この協定が効力を生ずる時の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得た産業以外の産業への投資又は当該産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2 この協定が効力を生ずる時に J S I C 又は C P C において明示的かつ具体的な記述により分類されている産業は、その時点で日本国政府が認識し得たものとする。 3 日本国は、この協定が効力を生ずる時には技術的に投資又はサービスの提供が可能でなかった産業への投資又は当該産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

五	
分野 小分野 産業分類 義務の種類 概要	現行の措置
現行の措置 全ての分野 内国民待遇（第八・四条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条） サービスの貿易 日本国は、第九章（自然人の一時的な移動）及び附属書IV（自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表）の日本国の表の規定に従うことを条件として、第八・一条（定義）(r)(iv)に規定するサービスの提供の態様によるサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2 日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 漁業 (b) 海事（海難救助を含む。）

六	
分野 小分野 産業分類 義務の種類	航空宇宙産業 宇宙開発産業 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・六条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条） サービスの貿易及び投資 1 日本国は、宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2 日本国は、次のサービスを含む宇宙開発産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 開発、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b) 報酬を受けて、又は契約に基づいて行う製造に係るサービス (c) 修理及び保守のサービス (d) 宇宙輸送サービス 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで
概要	現行の措置

分野 小分野	産業分類	義務の種類	概要	現行の措置
武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業			内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・六条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条） サービスの貿易及び投資	武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条
			1 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	
			2 日本国は、次のサービスを含む武器産業及び火薬類製造業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	
			(a) 開発、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス	
			(b) 報酬を受けて、又は契約に基づいて行う製造に係るサービス	
			(c) 修理及び保守のサービス	

八		
分野 小分野 産業分類	教育及び学習支援業 初等及び中等教育サービス J S I C 八一 幼稚園 J S I C 八二 小学校 J S I C 八三 中学校 J S I C 八四 高等学校、中等教育学校 J S I C 八五 特別支援学校 J S I C 八一九 幼保連携型認定こども園 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービス貿易及び投資	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで
概要	日本国は、初等及び中等教育サービスへの投資又は初等及び中等教育サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	
義務の種類	教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条	
現行の措置	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七	

	九
	分野 小分野 産業分類 義務の種類 概要 現行の措置
十七号)	エネルギー産業 電気業 ガス業 原子力産業 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条） 現地における拠点（第八・十一条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・六条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条） サービスの貿易及び投資 日本国は、「小分野」の事項に掲げるエネルギー産業への投資又は当該エネルギー産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで

十一	十
分野	分野 小分野 産業分類 義務の種類
金融サービス	金融サービス 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。） 内国民待遇（第八・四条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条） サービスの貿易 1 日本国は、附属書八A（金融サービス）第一条（定義）(b)(xv)に規定する金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理並びに同条(b)(vi)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除く。）を除くほか、銀行サービスその他の金融サービスに関して第八・一条（定義）(r)(i)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。（注） 注 この留保事項については、日本国は、他の締約国の金融サービスの提供者及び金融商品の登録又は承認を要求することができる。 2 日本国は、附属書八A（金融サービス）第一条（定義）(b)(v)から(vi)までに規定するサービスを除くほか、銀行サービスその他の金融サービスに関して第八・一条（定義）(r)(ii)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条、第二十九条の二及び第六十一条

小分野	産業分類	義務の種類	概要
保険及び保険関連のサービス			内国民待遇（第八・四条） 市場アクセス（第八・五条） サービスの貿易 日本国は、他の締約国において設立された当該他の締約国の金融サービス提供者が提供する次のサービスを除くほか、保険及び保険関連のサービスに関して第八・一条（定義）(r)(i)及び(ii)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 次の事項に関連する危険に対する保険 (i) 海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される物品及び物品を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又は全てを対象とする。 (ii) 国際間の運送中の物品 (b) 附属書八 A（金融サービス）第一条（定義）(b)(ii)及び(iv)に規定する再保険、再再保険及び保険の補助的なサービス (c) 附属書八 A（金融サービス）第一条（定義）(b)(iii)に規定する保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）であつてこの留保事項の(a)及び(b)に掲げるサービスに関連する保険のリスクに対するもの（注） 注 保険仲介サービスは、日本国において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。

	現行の措置	保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条、第百八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十九条及び第三十九条の二 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第百十六条及び第二百十二条の六
十二	分野 小分野 産業分類	漁業及び漁業に付随するサービス 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 J S I C 〇三一 海面漁業 J S I C 〇三二 内水面漁業 J S I C 〇四一 海面養殖業 J S I C 〇四二 内水面養殖業 J S I C 八〇九三 遊漁船業 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条） 現地における拠点（第八・十一条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・六条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条） サービスの貿易及び投資 日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資又はこれらの
	概要 義務の種類	

	十三
現 行 の 措 置	分 野 小 分 野 産 業 分 類
漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。（注） 注 この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条	情 報 通 信 業 放 送 業 J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八三 有線放送業

	十五
概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類 義務の種類 概要
市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条） サービスの貿易及び投資 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条） 現地における拠点（第八・十一条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・六条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条） サービスの貿易及び投資 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

	十六	十七
現行の措置	分野 小分野 産業分類 義務の種類	分野 小分野 産業分類 義務の種類
	警備業 J S I C 九二三 警備業 内国民待遇（第八・四条） 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号） 第四条及び第五条	運輸業 航空運輸業 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・六条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条）

	十八
概要	分野 小分野 産業分類 義務の種類
サービスの貿易及び投資 日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資又は空港及び空港運営サービスに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。（注） 注 この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。 空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。	全ての分野 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条） 現地における拠点（第八・十一条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・六条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条） サービスの貿易及び投資 日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における投資又はサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

	十九	二十
現行の措置	分野 小分野 産業分類 義務の種類 概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類 義務の種類 概要
	全ての分野 最恵国待遇（第八・六条） サービスの貿易 日本国は、第八・一条（定義）(r) (iv)に規定するサービスの提供の態様によるサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	金融サービス 内国民待遇（第八・四条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条） サービスの貿易 日本国は、第八・一条（定義）(r) (iv)に規定するサービスの提供の態様による金融サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

	二十一	二十二
現行の措置	分野 小分野 産業分類 義務の種類	分野 小分野 産業分類 義務の種類
	音響・映像サービス 内国民待遇（第八・四条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 日本国は、音響・映像のポストプロダクション・サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	雇用された自然人による家事サービス J S I C 七九二 家事サービス業 内国民待遇（第八・四条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条）

	二十三	二十四
概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類 義務の種類 概要 現行の措置	分野 小分野
現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 日本国は、雇用された自然人による家事サービス（看護に関連しないものに限る。）の提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	テレマーケティング・サービス 内国民待遇（第八・四条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 日本国は、テレマーケティング・サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	運輸業 航空運輸業

産業分類	義務の種類	概要	現行の措置
	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条） 現地における拠点（第八・十一条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・六条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条） サービスの貿易及び投資	日本国は、航空に係る二国間又は多数国間の協定に基づく措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	

（この附属書中他の締約国の表は省略）